令和７年６月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　神戸市行財政局税務部市民税企画課

**比較対象労働者の待遇等に関する情報提供**

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第７項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

記

**１．比較対象労働者の情報**

（１）業務の内容及び責任の程度等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①職種 | 会計年度任用職員（一般事務） | |
| ②業務内容 | 窓口における来庁者の案内、税証明書の申請受付・交付等 | |
| ③権限の範囲 | 専決権限は無い | |
| ④トラブル・緊急対応 | 指揮命令者の指示に従って対応すること | |
| ⑤成果への期待・役割 | 業務内容を遅滞なく正確に行うこと | |
| ⑥所定外労働 | 原則として無い | |
| ⑦職務及び配置の変更 | 原則として無い | |
| ⑧雇用形態 | 勤務時間 | 原則パートタイム |
| 雇用期間 | 任期の更新があった場合、最長３年 |

（２）給与・手当

　　　　下記の給与・手当が適用される。詳細は、『別紙１Ａ\_給料・手当について（会計年度任用職員・一般事務）』を参照のこと。

|  |
| --- |
| ①給料または報酬、②地域手当、③時間外勤務手当、④休日勤務手当、⑤夜間勤務手当、⑥宿日直手当、⑦通勤手当、⑧特殊勤務手当、⑨期末・勤勉手当、⑩退職手当 |

（３）勤務時間・休暇等

下記の勤務時間・休暇等が適用される。詳細は『別紙２\_勤務時間・休暇等について（会計年度任用職員共通）』を参照のこと。

|  |
| --- |
| ①育児時間、②育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の免除・制限の取り扱い、③介護時間、④年次有給休暇、⑤特別休暇、⑥介護休暇、⑦病気休暇、⑧育児休業、⑨育児部分休業、⑩病気休職 |

（４）施設・設備等

|  |  |
| --- | --- |
| 休憩室 | 保有していない |
| 更衣室 | 保有していない |
| 食堂施設 | 保有していない |
| 転勤者用社宅施設 | 保有していない |

（５）教育訓練

　　　採用後に、公務の基礎知識に関する研修を必要に応じて実施

**２．比較対象労働者を選定した理由**

　　　会計年度任用職員（一般事務）における業務の内容又は責任の程度のいずれかが、派遣労働者と同一であると見込まれるため。

＜参考：厚労省提示の選定チェックリストによる＞

|  |  |
| --- | --- |
| 比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出） | 対象者  の有無 |
| ①　職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者 | × |
| ②　職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者 | × |
| ③　業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者 | × |
| ④　職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者 | × |
| ⑤　①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者  ※派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。 | 〇 |
| ⑥　派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮想の通常の労働者）  ※派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。 | ― |